

# 令和 4 年度 大洲市国民健康保険税課税要領

大洲市税務課

## 1 国民健康保険税

国民健康保険税は国や県などからの負担金などとともに、皆さんが病院にかかったときの費用などに使われており、国民健康保険制度を支える大切な財源です。

## 2 国民健康保険税のしくみ

国民健康保険税は、「医療給付費分」・「後期高齢者支援金等分」・「介護納付金分」の 3 種類で構成されており、年齢により納める種類が異なります。

40 歳未満の方	医療給付費分 + 後期高齢者支援金等分
40 歳から 64 歳の方	医療給付費分 + 後期高齢者支援金等分 + 介護納付金分
65 歳から 74 歳の方	医療給付費分 + 後期高齢者支援金等分

## 3 納税義務者

- (1) 大洲市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）である世帯主
- (2) 世帯主自身は被保険者ではないが、世帯内に被保険者がいる世帯主（以下このような世帯を「擬制世帯」といい、その世帯主を「擬制世帯主」という。）

## 4 賦課期日 令和 4 年 4 月 1 日

## 5 課税額

世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎課税額（医療給付費分保険税）、後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金等分保険税）並びに介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者（介護保険第 2 号被保険者）につき算定した介護納付金課税額（介護納付金分保険税）の合算額を国民健康保険税額（以下「保険税」という。）とする。

### (1) 所得割額

賦課期日の属する年の前年中の所得につき算定した総所得金額（ただし、非自発的失業者<sup>※</sup>の総所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得を 100 分の 30 としして算定した金額とする。以下「総所得金額」について同じ。）、分離課税の譲渡所得金額（特別控除後）、山林所得金額及び株式等に係る譲渡所得等の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から基礎控除の 430,000 円を控除した金額に税率を乗じて算定する。

※ 非自発的失業者…倒産・解雇などにより離職した者、また雇い止めなどにより離職した者を対象とし、当該申請をした者をいう。

### (2) 資産割額

令和 4 年度分として当市に納付すべき固定資産税のうち、土地及び家屋に係る部分の税額に税率を乗じて算定する。

### (3) 被保険者均等割額

国民健康保険の被保険者数に税率を乗じて算定する。

### (4) 世帯別平等割額

国民健康保険の被保険者が属する世帯につき税率を乗じて算定する。

## (5) 税 率

		医 療 給 付 費 分 保 險 税	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分 保 險 税	介 護 納 付 金 分 保 險 税
①	所 得 割 額	8.40%	2.30%	1.90%
②	資 産 割 額	23.00%	10.00%	7.60%
③	被保険者1人あたり	23,500円	6,200円	7,000円
	未就学児1人あたり	11,750円	3,100円	—
④	特定世帯・特定 継続世帯以外	24,000円	7,500円	5,500円
	特 定 世 帯 <sup>(※1)</sup>	12,000円	3,750円	5,500円
	特 定 継 続 世 帯 <sup>(※2)</sup>	18,000円	5,625円	5,500円
【 限 度 額 】		650,000円	200,000円	170,000円

※1 特定世帯…特定同一世帯所属者<sup>(※3)</sup>と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯で、後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間である世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。世帯別平等割額の2分の1を軽減する。

※2 特定継続世帯…地方税法の改正に基づき、平成25年度より創設。特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯（特定世帯を除く。）で、特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にある世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。世帯別平等割額の4分の1を軽減する。

※3 特定同一世帯所属者…後期高齢者医療制度への移行により国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者で、国民健康保険の世帯主（以後継続して世帯主である人に限る。）と喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者（喪失した日の前日に国民健康保険の世帯主であった場合には、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である者）をいう。

## 6 納税義務の発生、消滅等

- (1) 賦課期日後に納税義務が発生した場合は、その発生した日の属する月から月割をもって算定した額を課する。
- (2) 賦課期日後に世帯内に被保険者となった者がある場合は、その日の属する月から被保険者となった者につき月割をもって算定した額を課する。
- (3) 賦課期日後に納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合は、その日の属する月から被保険者となった者につき月割をもって算定した額を課する。
- (4) 賦課期日後に納税義務が消滅した場合は、その消滅した日の属する月から月割をもって算定した額を減額する。ただし、社会保険等（国民健康保険組合は除く。）に加入した場合に、納税義務の消滅した日が月の初日であるときは、その前日の属する月から減額する。
- (5) 賦課期日後に世帯内に被保険者でなくなった者がある場合は、その日の属する月から被保険者でなくなった者につき月割をもって算定した額を減額する。ただし、社会保険等（国民健康保険組合は除く。）に加入した場合に、被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日の属する月から減額する。
- (6) 賦課期日後に納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合は、その日の属する月から被保険者でなくなった者につき月割をもって算定した額を減額する。

## 7 保険税の特別徴収

- (1) 国民健康保険被保険者全員が 65 歳以上 75 歳未満である世帯は、世帯主の年金より保険税を特別徴収(天引き)する。ただし、以下の場合は特別徴収することができない。
    - ① 擬制世帯主の場合
    - ② 世帯主の年金額が年額 18 万円未満の場合\*
    - ③ 介護保険料と保険税の合算額が年金受給額の 1/2 を超える場合
    - ④ 介護保険料が特別徴収されていない場合
- ※ 特別徴収される年金の種類には優先順位が決められており、年金を複数受給している場合は、合計が年額 18 万円以上であっても優先順位上位の年金が 18 万円未満の場合は特別徴収を行わない。
- (2) 特別徴収の対象となった者は、災害その他特別な場合を除いて普通徴収とすることはできない。ただし、口座振替により納付する場合は、申し出により普通徴収へ変更することができる。
  - (3) 特別徴収対象者の保険税が増額になった場合は、特別徴収は継続した上で増額分を普通徴収とする。
  - (4) 特別徴収対象者の保険税が減額になった場合は、通知月の翌々月以降の特別徴収を中止し普通徴収に変更する。
  - (5) 特別徴収対象者の翌年度 4 月、6 月、8 月の支給年金からの特別徴収税額は、今年度 2 月徴収分と同額を仮徴収する。年税額に変更がない場合は 7 月の決定通知をもって翌年度の仮徴収税額通知とする。
  - (6) 最初の特別徴収が、4 月、6 月、8 月の支給年金から行われる場合は、前年度の保険税額を基に算定した額を仮徴収する。

## 8 保険税の減額

世帯主(擬制世帯主を含む。)並びにその他の被保険者及び特定同一世帯所属者の総所得金額、分離課税の譲渡所得金額(特別控除前)、山林所得金額及び株式等に係る譲渡所得等の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合算額(以下「軽減判定所得金額」という。)が次の各号に該当する世帯は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額から各号の割合に応じ減額する。

なお、減額の判定は、青色専従者給与額または事業専従者控除額の適用前で行う。

また、令和 4 年 1 月 1 日現在で年齢が 65 歳以上の被保険者(昭和 32 年 1 月 1 日以前に生まれた者)で公的年金等に係る所得がある場合は、その所得から 150,000 円を控除した金額とする。

- (1) 軽減判定所得金額が、 $430,000 \text{円} + \{100,000 \text{円} \times (\text{給与所得者等※の数} - 1)\}$ を超えない世帯… 7 割軽減世帯
- (2) 軽減判定所得金額が、 $430,000 \text{円} + 285,000 \text{円} \times (\text{被保険者若しくは特定同一世帯所属者数}) + \{100,000 \text{円} \times (\text{給与所得者等※の数} - 1)\}$ を超えない世帯  
( (1) に該当する世帯は除く。 ) … 5 割軽減世帯
- (3) 軽減判定所得金額が、 $430,000 \text{円} + 520,000 \text{円} \times (\text{被保険者若しくは特定同一世帯所属者数}) + \{100,000 \text{円} \times (\text{給与所得者等※の数} - 1)\}$ を超えない世帯  
( (1) 及び (2) に該当する世帯は除く。 ) … 2 割軽減世帯

※ 給与所得者等… 給与所得者(給与収入が 55 万円を超える方)と公的年金所得者(公的年金等の収入が 60 万円を超える 65 歳未満の方、または公的年金等の収入が 125 万円を超える 65 歳以上の方)をいう。

【均等割額及び平等割額の軽減後の税額早見表】

(単位：円)

軽減区分		医療給付費分 保 険 税	後期高齢者支援 金等分保険税	介護納付金分 保 険 税	
7割軽減	均等割	被保険者1人あたり	7,050	1,860	2,100
		未就学児1人あたり	3,525	930	-
	平等割	特定世帯・特定継続世帯以外	7,200	2,250	1,650
		特 定 世 帯	3,600	1,125	1,650
		特 定 継 続 世 帯	5,400	1,687	1,650
5割軽減	均等割	被保険者1人あたり	11,750	3,100	3,500
		未就学児1人あたり	5,875	1,550	-
	平等割	特定世帯・特定継続世帯以外	12,000	3,750	2,750
		特 定 世 帯	6,000	1,875	2,750
		特 定 継 続 世 帯	9,000	2,812	2,750
2割軽減	均等割	被保険者1人あたり	18,800	4,960	5,600
		未就学児1人あたり	9,400	2,480	-
	平等割	特定世帯・特定継続世帯以外	19,200	6,000	4,400
		特 定 世 帯	9,600	3,000	4,400
		特 定 継 続 世 帯	14,400	4,500	4,400

【軽減判定所得金額早見表】

(単位：円)

被保険者数	1 人			2 人			3 人			
給与所得者等数	0・1人			0・1人			2人			
7割軽減	430,000			430,000			530,000			
5割軽減	715,000			1,000,000			1,100,000			
2割軽減	950,000			1,470,000			1,570,000			
被保険者数	4 人				5 人					
給与所得者等数	0・1人				2人				3人	
7割軽減	430,000				530,000				630,000	
5割軽減	1,570,000				1,670,000				1,770,000	
2割軽減	2,510,000				2,610,000				2,710,000	

## 【軽減判定の注意事項】

- ① 擬制世帯については、擬制世帯主を含めて軽減判定を行う。(ただし、被保険者数については、擬制世帯主を含めない。)
- ② 特定同一世帯については、軽減判定所得・被保険者数に特定同一世帯所属者の所得・人数も含めて軽減判定を行う。
- ③ 被保険者の所得状況等が不明な場合には、軽減措置を適用せず、所得判明後に改めて、軽減判定を行う。

## 9 その他（擬制世帯の課税）

保険税の減額における軽減判定については、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得も合算し判定するものであるが、課税額の算定においては、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者に係る所得割額、資産割額及び均等割額は算入しない。

## 問い合わせ先

大洲市役所 税務課市民税係 TEL (0893) 24-1711 (内線129~132)  
 長浜支所 TEL (0893) 52-1111  
 肱川支所 TEL (0893) 34-2311  
 河辺支所 TEL (0893) 39-2111  
 公式ホームページ <http://www.city.ozu.ehime.jp/>